

平成30年

第1回市議会定例会 議案第34号

函館市手数料条例の一部改正について

函館市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市手数料条例の一部を改正する条例

函館市手数料条例（平成12年函館市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「および介護老人保健施設」を「ならびに介護老人保健施設および介護医療院」に改める。

別表第2中

法第94条の2第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の更新	1件につき	29,000円	を
------------------------------------	-------	---------	---

法第94条の2第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の更新	1件につき	29,000円	に
法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可	1件につき	62,000円	
法第107条第2項の規定に基づく介護医療院の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可	1件につき	33,000円	
法第108条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の更新	1件につき	29,000円	

改め、「介護予防通所介護、」を削り、

法第115条の45の5第1項の規定に基づく指定事業者の指定	第1号訪問事業に係るもの	1件につき	21,000円
	第1号通所事業に係るもの	1件につき	28,000円
法第115条の45の6第1項の規定に基づく指定事業者の指定の更新	第1号訪問事業に係るもの	1件につき	11,000円
	第1号通所事業に係るもの	1件につき	13,000円

を

法第115条の45の5第1項の規定に基づく指定事業者の指定（当該指定に係る事業のうち国基準訪問型サービスまたは国基準通所型サービスに係る申請と、法第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請（訪問介護または通所介護に係るものに限る。）または法第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の申請（地域密着型通所介護に係るものに限る。）とを併せて行う場合を除く。）	第1号訪問事業に係るもの	1件につき	21,000円
	第1号通所事業に係るもの	1件につき	28,000円

<p>法第115条の45の6第1項の規定に基づく指定事業者の指定の更新（当該指定の更新に係る事業のうち国基準訪問型サービスまたは国基準通所型サービスに係る申請と、法第70条の2第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の更新の申請（訪問介護または通所介護に係るものに限る。）または法第78条の12において準用する法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請（地域密着型通所介護に係るものに限る。）とを併せて行う場合を除く。）</p>	第1号訪問事業に係るもの	1件につき	11,000円
	第1号通所事業に係るもの	1件につき	13,000円

に

改め、同表備考中第2項を削り、第3項を第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 3 この表において「国基準訪問型サービス」とは、第1号訪問事業のうち介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の6第1号イに規定する旧介護予防訪問介護に係る基準の例による基準に従って行われる事業をいう。

別表第2備考中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同項の前

に次の1項を加える。

- 4 この表において「国基準通所型サービス」とは、第1号通所事業のうち介護保険法施行規則第140条の63の6第1号イに規定する旧介護予防通所介護に係る基準の例による基準に従って行われる事業をいう。

別表第5中「75,000円」を「67,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

介護保険法の一部改正に伴い介護医療院の開設の許可等に関する事務について手数料を徴収することとし、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い破産業の事業の範囲の変更の許可に係る手数料の額を改定し、および規定を整備するため